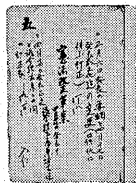


日本国憲法制定過程と

入江俊郎・佐藤達夫文書



戦後の混乱期に、内閣法制局の部長および次長さらに長官とあいついで要職をにない、日本国憲法制定の作業に終始直接関与された入江俊郎・佐藤達夫両氏所蔵の文書類の寄贈を受けることができ、すでに当館所蔵の幣原平和文庫の日本国憲法制定関係資料9冊とを合わせると憲法制定に関する政府側の資料がほとんど収集されたことになる。

勿論、それぞれの資料の中には重複しているものもあるが、互に補い合って貴重なものが少なくない。憲法問題調査会を中心とする制定過程の前期といわれる部分および憲法口語化に関する資料は入江文書に多く、司令部草案を提示されたからの後期における資料、更に憲法制定後の一連の立法資料は佐藤文書に残されている。

しかも幸なことに、両氏とも制憲作業の直接の関与者として、意識してできるだけ記録を残し、資料を保存することを義務として努められていた。その結果、鉛筆書きのメモの断片までも保存されることになった。

入江文書では、新聞記事をはじめ関係資料からの抜き書きをも集めて事項別に資料を合綴し、一冊の厚さが10纏もある大部なものであるが、それぞれ付箋をつけ、注記を丹念に書き加えている。文書目録の作成には資料の年時が前後するものもあったが、これらの合綴はそのまま

活用した。

憲法制定当時入江氏に続いて法制局次長を勤められた佐藤氏は、政府原案の起草にあずかり、また、直接総司令部との交渉にあたるなど重要な役割をつとめてきたが、日本国憲法制定後は法制局長官として戦後法令の立案作成にあたっているため、公務員法はじめ国会法など各種法令の貴重な立法資料もその文書に残されている。入江氏の資料は氏の没後、「憲法成立の経緯と憲法上の諸問題」のタイトルのもとに憲法関係の論文とあわせて刊行されている。佐藤氏の3,000点近い膨大な資料は、憲法関係のものは生前、日本国憲法成立史2巻の出版に続き雑誌「ジュリスト」81号より148号にわたり非常に詳細に執筆公表されている。また、公務員法関係の資料もその大半が「国家公務員法沿革史 資料編 1」に収載されている。

入江・佐藤両文書とも資料整理が済み、文書目録ができたので、両文書の資料によって日本国憲法制定経過の概要を追い、資料利用の手引きにしたい。なお、(入16)は入江文書目録の資料請求番号であり、(佐38)は佐藤文書目録の資料請求番号である。また一部関係資料には資料名のみ括弧を付けて注記したものもある。

日本国憲法制定経過のあらまし

ポツダム宣言受諾後、その必要を予想

して内閣法制局では9月18日にすでに憲法問題の研究が非公式に始められた。「終戦と憲法」の入江氏の手書き草稿はじめ憲法上の問題点を列挙したカーボン複写の参事官会議の研究資料が残されている(入2-1, 佐1)。

その後問もなく、外務省でも宮沢俊義教授や矢部貞治教授からそれぞれ憲法改正について意見を徴した(外務省資料)。

やがて佐々木惣一博士が内大臣府の依頼を受け10月23日に「帝国憲法改正の必要」を作成した(入6, 佐4)。

これと前後して、足尾間もない幣原内閣はマッカーサー元帥より憲法改正の示唆を受け、10月27日に松本内務大臣を中心に憲法問題調査委員会を組織し、憲法問題の調査研究に着手した(入9, 10, 佐5~11)。

この委員会での論議を参考に、松本大臣は、松本案を作成し(入15, 佐22~25)、2月8日松本案の要綱をその説明書とともに総司令部に提出した。しかし、総司令部ではこの要綱の内容を非常に保守的なものと受けとめマッカーサーノートに基づき(佐30, 454)司令部草案をまとめ(ラウエル文書, ハッシー文書)2月13日日本政府に手交した(佐31~35)。

この間、憲法改正に対する一般の関心もたかまり12月下旬頃より1月、2月にわたり各政党をはじめ民間団体の憲法改正試案がつづいて発表された(入11, 佐27~29)。

政府は2月19日の閣議において、司令部から提示された草案について松本大臣から報告を受け、その後連日の閣議で深刻な討議を重ね2月26日、総司令部の要求に応ずることに決定した。この閣議の

模様については、法制局次長として陪席し、直接これに接した入江氏の手書きのメモがある(入16)。なお、この資料には当時閣議に列席した芦田厚生大臣の日記の抜き書き、幣原総理大臣の伝記の抄写、松本大臣、樽橋書記官長の口述筆記の写しをも資料として共に合綴保存されているが、研究利用に大変好都合である。

憲法改正の方針が決定し、司令部草案をもとに日本政府の憲法改正草案作成の作業が急拠あらためて行われることになった。この作業は松本大臣と佐藤部長が主に担当し、時には入江次長も参加した。しかし、極東委員会の動向を考慮するマ元帥の要請により、政府は極めて短期間のうちに改正草案を作成し、3月4日総司令部に提出した。これがいわゆる三月二日案である(入15, 佐37, 38)。

この改正案は日本語で提出されたので、この案の審議についてはまず共同の英訳作業からはじまり、ひき続き確定案の作成が夜を徹して佐藤部長と総司令部の係官との間で行われ(佐38, 45)、3月6日政府より憲法改正草案要綱が発表された(入15, 佐38~44, 47)。徹夜作業で使われた英訳案等の原資料は、審議にもこと欠くほど部数が少ないうえ、出来上がった案文は逐時閣議審議のため総理官邸に持ち運ばれたためか佐藤文書に残されていないが、「3月4, 5両日司令部=於ケル顛末」の佐藤氏の手記に当夜の審議の内容が書きとめられており、「深く項を垂れて官邸に入る」と思いがけずもこの徹夜作業にひとり関与することになった氏の深く重い思いが伝えられている。

要綱作成の作業は極秘のうちに進められたが、その後の成文化にあたっては各

省との打ち合せ(佐50)やまた、総司令部との要綱の部分訂正交渉が度々行われた(佐58~68)。

この時期3月26日、国語改善団体の関係者からの進言もあり、法制局内部の法令の口語体平がな化の意見がとりあげられ4月17日には新しい憲法の内容にふさわしく形式的にも民主化しようと口語体の憲法改正草案が完成した(入17, 28, 佐藤70~74, 130)。

当時極めて画期的な題目すべきこの憲法の口語化について、作家であり、貴族院議員であり、口語化の推進者の一人であった山本有三氏等と入江氏は憲法制定後数年を経て、その発案者とその過程をあきらかにしておこうと度々会合をしているが、自らも口語憲法入江試案を残している長官としての入江氏の積極的な姿勢が大きな要素になっていることは否定できない。

4月10日の総選挙の結果、吉田内閣が誕生したが憲法制定作業はそのまま引きつがれ、5月29日枢密院の諮詢に付された(入31~34, 佐213~219)。帝国議会での審議に先だって憲法問題担当の金森大臣が任命され、また法制局では想定問答や参考資料の作成に忙殺された(入35, 36, 佐77~127)。

6月20日第90回帝国議会に提出された帝国憲法改正案は、本会議での総括審議の後6月28日特設された衆議院特別委員会において審議が進められた(入37, 佐139, 145~147)。

この特別委員会には、さらに小委員会が設けられ7月25日から主として各党から提出された修正案について審議が行われた。この小委員会は非公開の懇談会形

式で行われてその議事録は一般に公開されていないが、佐藤次長が立法技術上の補佐役としてほとんど常時陪席し多々メモを残している(入39, 佐150, 151, 154~160)。それらは、褐色になったザラ紙に、野紙に、また審議にのぞんで使用した帝国憲法改正案のコピーの余白に細かい鉛筆書きの文字でぎっしりと書き込まれている。

特に27条の勤労権の頁には赤鉛筆、青インクの書き込みも混ざり活潑な審議の様子が一目瞭然と語られている。断片的な書き込みの言葉も、入江文書を合わせてみると、例えば、権利の後に補われた義務の言葉一つにも、単に道徳的なものとする社会党と、人間形成の教育的なものとする民主協同党との激しいやりとりがあったことがうかがわれる。

帝国憲法改正案は衆議院で修正議決された後、貴族院に送付され8月26日本会議に上程された(入43, 44, 佐193~195)。衆議院での審議同様、貴族院でも8月31日から(特別委員会で、入41, 42, 47佐197, 207)さらに、9月28日からは秘密懇談の小委員会でそれぞれ審議されている。衆議院の場合とちがって政府側の事務当局は出席していないため、当時発表された資料しかないが、小委員会委員長であった橋本実斐委員のメモが近年になって刊行された。(貴族院における審議資料—橋本実斐委員メモ—尚友俱樂部)

10月7日文民規定などの修正を加えた貴族院修正案(佐208)は再び衆議院本会議、枢密院本会議で可決された。これにより帝国憲法改正案として成立し(佐210)、11月3日公布(入46)、翌22年5月3日より施行された。

(憲政資料室 渡辺恭子)